

太田市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対して行う指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導の方針)

第2条 指導は、指定地域密着型サービス事業者等又は当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年太田市条例第9号）、太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年太田市条例第10号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）その他基準に定める介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

2 指導は、介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭におき、指定地域密着型サービス事業者等の支援を基本として行うものとする。

(指導の形態)

第3条 指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

2 集団指導は、サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上行う。

3 運営指導は、介護サービスの実施状況、最低基準等運営体制及び介護報酬請求について、本市の単独実施又は国若しくは群馬県との合同実施により、原則として指導の対象となるサービス事業者等の事業所において行う。

(指導の対象)

第4条 集団指導の対象は、全てのサービス事業者等とする。

2 運営指導の対象は、効率的な指導を行う観点から、次に掲げるサービス事業者等のみを対象とする。

- (1) 前回の運営指導からおおむね2年から3年を経過したサービス事業者等
- (2) 前年度の運営指導において指摘した事項について、当該年度に引き続き確認が必要と考えられるサービス事業者等
- (3) 新たに介護給付等対象サービスを開始してからおおむね1年を経過したサービス事業者等
- (4) その他運営指導が必要と認められるサービス事業者等

(集団指導の方法)

第5条 市長は、集団指導を行う場合において、対象となるサービス事業者等を決定したときは、集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に対して原則として当該集団指導を行う日の2月前までに通知するものとする。

2 集団指導は、第3条第2項に規定する指導内容について、講習の方式又はオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等により行う。

3 市長は、集団指導に欠席したサービス事業者等に対しても、当該集団指導に使用した必要書類の送付その他の方法により、当該集団指導の内容の周知徹底に努めるとともに、オンライン等の活用による動画の配信等により当該集団指導を行った場合は、配信動画の視聴及び資料の閲覧状況について確認するものとする。

(運営指導の実施計画)

第6条 市長は、毎年度、運営指導を開始する前に、次の事項を定めた実施計画を策定するものとする。

- (1) 運営指導の目的
- (2) 根拠法令
- (3) 対象施設
- (4) 対象施設の選定基準
- (5) 指導における重点事項
- (6) 実施体制
- (7) 実施期間
- (8) 実施手順

(9) 事前提出資料

(10) その他必要な事項

(運営指導の方法)

第7条 市長は、運営指導を行う場合において、対象となるサービス事業者等を決定したときは、運営指導日時、対象事業所、実施職員、事業所出席者、事前提出書類並びに運営指導の根拠及び目的を文書により当該サービス事業者等に原則として1月前までに通知するものとする。ただし、高齢者虐待その他の事由により、あらかじめ通知することにより当該サービス事業者等の日常における介護給付等対象サービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導の開始時に当該文書により通知するものとする。

2 運営指導は、別に定める自主点検表、各種加算等自己点検シート、担当項目確認表等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。この場合において、施設、設備及び利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制及び介護報酬請求に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。

3 市長は、運営指導の結果について、当該運営指導の実施後、原則として30日以内に指摘事項の有無その他必要な事項を記載した文書により通知を行うものとする。

4 市長は、サービス事業者等に対し、前項の文書に記載した指摘事項のうち、改善状況の報告を徴する必要があると認めたものについて、当該通知の発送日から30日以内に改善状況報告書（別記様式）により報告を求めるものとする。

(監査への変更等)

第8条 市長は、運営指導の実施中に次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに太田市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成28年4月1日太田市制定）に定めるところにより監査を行うものとする。

(1) 太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例又は太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に定める基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認め

られる場合

- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

2 市長は、正当な理由がなく運営指導を拒否したサービス事業者等があったときは、当該運営指導に代えて、前項の監査を行うものとする。

(指導における留意点)

第9条 指導は、介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知別添）の規定に基づき行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。